2022年1月11日

文部科学省・学校法人制度改革特別委員会

主査　　福原　紀彦　様

日本私立大学教職員組合連合

中央執行委員長　下地　真樹

**要　請　書**

　私たち日本私立大学教職員組合連合（略称：日本私大教連）は、全国の私立大学・短期大学の教職員組合171組合・2万人が加盟する連合組織です。

　日本私大教連は、学校法人理事会による不祥事を未然に防止し、高度な公共性・透明性を担保するために、私立学校法が有する構造的欠陥を解消すべく、2013年に『日本私大教連の私立学校法改正案（初版）』を公表して以降、改訂を重ねながら文科省や国会、私立大学団体等へ働きかけを行ってきました。

　今般、文部科学大臣直属の学校法人ガバナンス改革会議が報告書を提出したのちに、審議を仕切り直さざるを得ない異例の事態に至ったのは、改革会議が私たちを含む学校現場からの意見をまともに検討もせず、学校法人理事会・理事長による不祥事を防止し、他の公益法人並みのガバナンス制度を整備するという当初目的からも大きく逸脱して、現行の学校法人制度を根底から変質させる改正方向を提示したからに他なりません。

それゆえに、文科省は「私立学校ガバナンス改革に関する対応方針」に「関係者の合意形成を丁寧に図る場を設ける」ことを掲げたのですから、委員会には学校種別ごとの教職員団体も加えるべきです。なぜなら、学校法人とそれが設置する学校は密接な関係にあることは言うに及ばず、学校法人理事会による専横・専断や、それを温床として生じる不正・違法行為によって最大の被害をこうむるのは、学校の教職員であり、学生・生徒であるからです。また一部の学校法人による不祥事が、私立学校全体の社会的信頼を損ねており、不祥事の根絶は私立大学全体にとって大きな課題であるからです。

したがって、貴委員会が、私立学校法の改正方向について審議を開始するにあたり、下記事項を要請いたします。

記

○学校種別ごとに私立学校の教職員団体の代表者を委員に加えること。

○それがなされない場合には、ヒアリングの場を設けるなどして上記団体の意見を聴き、十分に議論をする機会を確保すること。

以上